

「山口県子ども読書活動推進計画（第4次計画）素案」に対する
パブリック・コメントの概要について

1 募集期間

平成30年12月18日（火）から平成31年1月17日（木）まで

2 計画素案の公表方法等

県庁1階の情報公開センター、各地方県民局相談室等に備えつけるとともに、県民の皆様が自由に閲覧できるよう県ホームページに素案を掲載

3 募集方法

はがき、封書、ファクス、Eメールで意見・提案を募集

4 意見の件数

10名85件

5 意見の内容と県の考え方

《計画全体に関すること》（9項目17件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1 2	全ての子どもたちに平等な読書環境が整うよう、より積極的な内容の推進計画になるように、第4次計画を検討してほしい。 【2件】	基本方針に読書活動を支える環境の整備を掲げ、引き続き充実に努めてまいります。
3	「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう」という「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念をふまえ、「推進計画」は「子どもの読書環境の基盤整備」を重視することこそが重要である。	
3 4 5 6 7 8 9 10 11	現状を分析する上で必要なデータや審議経過、策定委員、関連部署名等を示してほしい。 【9件】	資料編として子どもの読書活動に関するデータ、「山口県子ども読書活動推進協議会の状況」「推進計画関係部課」を掲載いたしました。
12	「読書」以前に「活字」に親しむための手段としての『新聞の活用』が当素案内に殆ど見受けられないのは施策として不十分であり、何らかの内容追加、あるいは別途施策立案すべき。	新聞を活用した学習を進めるため、引き続き学校への新聞の配備に努めてまいります。
13	個別自治体の現状を明示すべき。明示しないのであれば、対応が遅れていると思われる自治体に対する県の対応を明示すべき。	各自治体の公立図書館に対し、山口県子ども読書支援センターを中心に支援を進めてまいります。
14	公立図書館、学校図書館については現状維持に止まっており、意欲的な教育投資により職員配置や資料整備の充実を図る内容にしたい。	いただいた御意見は今後の施策推進の参考にさせていただきます。

15	市町の図書館とも学校単位での連携ができるよう、交流の機会を増やしたり、互いの交流の際の交通費など財源の確保が出来たりするとよい。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
16	「学校図書館」には「読書センター」だけではなく「学習センター」「情報センター」としての役割がある。探究型の学習に対応できる学校図書館となり、優秀な人材を育てるための計画となってもらいたい。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
17	全てのパブリック・コメントを審議会の俎上に乗せ、検討されたい。	山口県子ども読書活動推進協議会において、検討いたしました。

《第1章》（1項目1件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
18	「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう」という「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条の基本理念を押えることが重要であり、計画策定の趣旨に明記していただきたい。	御意見を踏まえ、計画策定の趣旨に記載しました。

《第2章》（10項目22件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
19 20 21	「取組の成果と課題」は、「取組の現状及び成果と課題」に修正して欲しい。【3件】	御意見を踏まえ、「取組の現状及び成果と課題」に修正しました。
22 23 24 25 26	まず取組による現状（現状の公立図書館、学校図書館の資料整備や司書等職員配置等）について具体的に記述し、その分析に基づく課題を明示してほしい。特に、県立学校の学校司書の実態について、この計画で明らかにすべき。【5件】	現状のうち特徴的なものについて表記していません。また、資料編として子どもの読書活動に関するデータを掲載しました。
27	「課題」として「家庭での読書の勧め」の調査結果が挙げられているが、大切なのは、環境を整えることである。他の的を射た調査結果によって課題を洗いだしていただきたい。	国の基本計画においても、子どもが読書に対する興味や関心を引き出せるよう働きかけることが望まれており、課題の一例として掲載しました。
28	児童書の貸出冊数については、子どもが利用しているとは限らず、環境の整備が進んでいるかどうかはわからない。	直接的、間接的に子どもの読書活動に繋がっていると考えられることから、貸出冊数の増加を成果の一つととらえています。
29	公立図書館における、資料費の低迷や職員体制の甚だしい脆弱化等、深刻な課題を明記すべき。	資料編にありますように、公立図書館における児童書購入冊数は増加傾向にあります。御意見を踏まえ、公立図書館における児童サービス担当者の配置を課題に記載しました。
30	地域における課題の中に、児童サービスを提供できる司書の配置と研修の保障を盛り込んでほしい。	

31 32 33 34	読書ボランティアは、公立図書館司書や学校司書の代替ではなく、活動するためには司書や学校司書の配置が不可欠であることを明記していただきたい。【4件】	読書ボランティアは、子どもの読書活動推進を支える大切な人材と考えております。読書ボランティアは公立図書館や学校をはじめ、幼稚園や保育所、認定こども園、公民館、子育て支援センター、地域の行事等、幅広い場面で活躍されており、その充実に向けた課題を記載しております。
35	読書ボランティアの記述が多すぎるように思う。	
36 37	「県立学校図書館担当事務職員実務研修会」について、参加人数だけでは充実した研修が実施されているか不明。充実した研修を実施するには、学校司書になるまでに基本的なことを履修していることが不可欠である。専門性を問われていない兼務の事務職員に対する実務研修が、学校司書を養成する充実した研修になるとは推察できない。【2件】	御意見を踏まえ、研修会の内容等について掲載しました。今後も児童生徒にとって利用しやすい学校図書館づくりに向けた研修の継続に努めてまいります。
38 39 40	学校における課題として、学校司書を全く取り上げていない。国の学校教育をめぐる方向性を考え、読書活動を推進するためには各学校に専任で専門的な力量をもった学校司書の配置が必要であり、県立学校図書館における事務職員の学校司書兼務、非正規職員、複数校兼務等の課題を挙げるべきである。【3件】	小・中学校においては、国の「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、学校司書の配置に努めるよう各市町教育委員会に促します。また、県立学校においては、学校司書を兼務する事務職員と、司書教諭や学校図書館担当教員等が連携して学校図書館の運営に組織的に当たることとしています。 いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

《第3章》（4項目7件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
41	県の現状から基本方針「県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進」の文言は削除すべき。	子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校が連携・協働した県民総ぐるみによる取組が重要であると考えています。
42	小学生中学年「最後まで本読み通すことができる子とそうでない子の違いが現れ始め、・・・」は「できる子と、そうでない子が現れ始める」「できる子と、そうでない子の違いが現れ始める」等はどうでしょうか。後述に、本を読み通すことができる子の傾向が記述されていますが、本を読み通すことができない子への記述がないことも少し気になった。	御意見を踏まえ、「現れ始める。」に修正しました。
43 44 45 46	基本方針「Ⅱ子どもの読書活動を支える人材の育成」を「子どもの読書活動を支える職員（司書）の配置と人材育成」と修正し、公立図書館司書と司書教諭や学校司書について、その役割と配置や育成に関するより具体的な記述が必要である。【4件】	司書等の役割や配置、育成については基本方針や子どもの読書活動推進のための方策に記載しているところです。いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。

47	国は学校司書に対する法制化もなし、重要性を述べているが、本計画に「学校図書館に学校司書が必要である」ことを明白にしていないのは如何なものか。	学校司書の配置については、「子どもの読書活動推進のための方策」に明記しています。 小・中学校においては、国の「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、学校司書の配置に努めるよう各市町教育委員会に促します。また、県立学校においては、学校司書を兼務する事務職員と、司書教諭や学校図書館担当教員等が連携して学校図書館の運営に組織的に当たることとしています。
----	--	--

《第4章》（11項目15件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
48	特別な支援を必要とする子どもたちへの支援に、誰でも利用できるような epub 形式のデジタル図書の活用、推進があったらよい。	御意見を踏まえ、特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動の充実に努めてまいります。
49	県内公立図書館で図書館協議会が9市だけにしか設置されてないので、図書館協議会の設置による点検評価の必要性について記述していただきたい。	御意見を踏まえ、図書館協議会の設置について記載しました。
50	「学校図書館の整備・充実」の前に、「学校図書館の役割」についての項目を設けて明記すべき。	「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における役割」の中で、学習指導要領における学校図書館の重要性について記載しています。
51	「学校図書館の整備・充実」で、「学校図書館の情報化」についても論及することが必要。	学校図書館の情報化の推進は重要と考えており、御意見を踏まえ、追記しました。
52 53	「公立高等学校等においても、学校図書館機能の充実をめざして、計画的な図書資料の整備の充実を促します」を「公立高等学校等においても、図書購入費の大幅な増額により学校図書館の豊富で多様な図書資料の整備充実を年次的に図ります。」に訂正していただきたい。【2件】	各高等学校では、生徒や教職員の要望を反映するほか、専門高校においては、それぞれの分野における専門書の充実を図る等、蔵書の充実に取り組んでいます。 県財政が非常に厳しい状況にある中、予算の大幅な増額は困難ですが、今後とも、予算確保に努め、計画的な図書資料の整備・充実を促します。
54 55	県の「学校司書を兼務する事務職員」を配置する施策の方向性は県内市町の学校司書配置をめぐる施策にとって大きなマイナスである。国の「基本計画」にもあるとおりモデルカリキュラムの履修者である専任・専門の学校司書の配置を促進すること（当面は司書有資格者）を盛り込むべき。【2件】	県立学校においては、学校司書を兼務する事務職員と、司書教諭や学校図書館担当教員等が連携して学校図書館の運営に組織的に当たることとしています。 いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
56 57	県立高等学校等について、市町の模範となるような「学校司書」の配置を求める。山口県の将来を担う子どもたちに、高等学校で情報収集と情報活用能力を確実に身につける場を確保するためにも、高等学校に「学校司書」の配置を進める計画にしていきたい。【2件】	高等学校を含む県立学校では、学校司書を兼務する事務職員と、司書教諭や学校図書館担当教員等が連携して学校図書館の運営に組織的に当たるという基本的な考えのもと、全ての学校に学校司書を兼務する事務職員を配置しています。

58 59	公立高等学校等においては、学校図書館の機能を十分に果たせるよう、専任・専門の学校司書のモデル校への配置を年次的に進めることを記載してほしい。【2件】	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
60	特別支援学校でも、事務職員との連携が今までよりも強化できると、教諭が整備に関わる業務の時間が減り、利用指導の方に力を入れることができるように思う。	引き続き、司書教諭や学校図書館担当教員が、学校司書を兼務する事務職員と連携して学校図書館の運営に組織的に当たるよう事務執行体制の整備に努めてまいります。
61	公立高等学校等における司書教諭等と学校司書が連携した事務執行体制の整備に努めることの記述を学校司書だけの記述にしてほしい。	学校図書館ガイドラインに示されている「学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。」という趣旨を踏まえ、本県では、学校司書を兼務する事務職員と、司書教諭や学校図書館担当教員等が連携して学校図書館の運営に組織的に当たることとしています。 いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
62	「公立小・中学校においては学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため～」は、「～児童生徒の読書活動や学習活動を適切に支援するため」と「学習活動」を加えて欲しい。	御意見を踏まえ、学習活動を追記しました。

《第5章》（7項目11件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
63 64	「県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進」とあるが、行政の積極的な姿勢が伺えない。第5章の財政上の措置で、具体的に人員配置、蔵書増のための財政協力を記してほしい。過去の程度の財政上の措置を講じてきたのかも明示すべき。【2件】	各自治体により財政事情が異なるため、それぞれの実情に応じて、財政上の措置に努めることとしております。
65	公立図書館の図書館司書の正規雇用や学校図書館を含めた人への予算確保、図書資料費の増額を検討してほしい。	
66 67	「努力目標の設定」は「推進指標の設定」に修正し、表の項目も「指標名」にしてほしい。	この度の計画改定において、項目数の増加や可能な限り具体的な目標数値を掲げるなどの充実を図ったところであり、名称に関わらず、子ども読書活動推進協議会における点検・評価等により、適切な進行管理に努めてまいります。

68 69	専任、専門、正規の図書館司書、学校図書館司書の雇用等为目标として挙げるべき。 【2件】	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
70	努力目標の「読書活動に関するボランティアと連携している学校の割合」に、ボランティアの役割と資質を明記してもらいたい。また、その活動を支えるために司書教諭や学校司書との連携の必要性も入れていただきたい。	読書ボランティアは、読書に親しむ機会の提供や図書館の環境整備をはじめ、主体的かつ多様な活動により、子どもの自主的な読書活動の推進に大きな役割を果たされているものと考えております。また、司書教諭や学校司書を含めた学校との連携については、追記いたしました。
71	「授業において学校図書館を活用した県立高等学校・特別支援学校の割合」の目標値を100%に設定するのであれば、それが可能となる学校図書館の条件整備ができていないかの検証がまず必要であり、むしろ条件整備をこの「計画」に盛り込むべき。	授業をはじめ、学校図書館を計画的に活用するよう、工夫・改善を図ってまいります。
72 73	「授業において学校図書館を活用した県立高等学校、特別支援学校等の割合」の目標値100%はどのような実態を想定しているのか、また、なぜ高校だけなのかを示して欲しい。【2件】	学習指導要領においては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図る」とされていることから、教科の特性に応じ、探究的な活動などでの活用を推進してまいります。なお、小・中学校においては、ほとんどの学校で活用されているため、改めて努力目標に掲げていません。

《概要版》（2項目2件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
74	「4 計画の構成」の「第3次計画（H25～H29）」と、「第4次計画（2018～2022）」は、形式をそろえるとよい。	御意見を踏まえ、西暦に統一いたしました。
75	「5 基本方針」の「子どもの自主的な読書活動を推進。」は、「推進」または「推進する。」にすると良い。	御意見を踏まえ、「推進する。」に修正しました。

《パブリック・コメントについて》（10項目10件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
76	意見募集期間に年末年始も含めた上で、同時期に意見募集計4案件実施の中で通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じる。素案中に不足している資料等もあると感じる。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。	本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。意見募集の時期・期間については、各々の計画等策定過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
77	行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。	

78	この時期（年末年始を含む時期）に意見募集期間を設定した理由を明示願う。パブリック・コメントを適切に実施するための恒久的対策（意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長等）をお願いする。	
79	パブリック・コメントについて県行政として「年末年始を含む期間の回避」「年末年始含む場合の期間延長」「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示広報等）がなされたかどうか明示願う。 対応が無かった場合は、「なぜ対応が無かったのか」、当時の当該意見受取各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。 対応があった場合は、なぜ当パブリック・コメント/県民意見募集で適切な対応が取られていないのか明示願う。	
80	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う。	パブリック・コメントの実施については、県ホームページに掲載するとともに、記者配布を行い、新聞広告（12月26日付け山口新聞）により、広報に努めました。 県広報誌は、年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。
81	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願う。	限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。
82	意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。	
83	県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願います。	本計画は、学識経験者や学校、公立図書館、民間読書団体、保護者団体により構成される山口県子ども読書活動推進協議会において、関係者からの意見をお聞きし、その意見を踏まえて作成しています。
84	年代の西暦元号併記はわかり易くありがたい。パブリック・コメント/県民意見募集の資料の定型仕様として頂きたい。	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
85	各頁下の語句説明も有難い。説明実施語句の再確認を実施の上、パブリック・コメント/県民意見募集の資料の 定型仕様として頂きたい。	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。